平成２３年（フ）第３１８号
兵庫県伊丹市荻野１丁目65番地　第１せらび荘Ｂ号
債務者　細見　鶴夫
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３４５号
兵庫県伊丹市寺本５丁目55番地カルムモンルポＩ203号、前住所兵庫県伊丹市荒牧６丁目17番９―309号
債務者　伊藤　由佳（旧姓濱崎）
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２４３号
広島県福山市南本庄３丁目５―10　308、住民票上の住所広島県福山市南本庄３丁目７番４号
債務者　杉之原達典
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第３９４号
盛岡市乙部７地割70番地
債務者　吉田　祐樹
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第６４０号
千葉県松戸市三矢小台１丁目11番地の６　宮下荘102号
債務者　藤田　　博
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６４８号
埼玉県吉川市木売１丁目９番地８　Ｂｌａｎｃｈｅ　Ｎｅｉｇｅ202、申立時の住所千葉県野田市五木844番地の４
債務者　廣田　睦美
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６６３号
千葉県流山市南流山２丁目19番地の14　大和第５ビル202
債務者　大竹　　誠
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６６７号
千葉県野田市小山2705番地の１
債務者　森越　文彦
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６８４号
千葉県松戸市新松戸７丁目80番地　サンプロムナード107号
債務者　成澤　　隆
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６８６号
千葉県流山市流山９丁目500番地の３　柳田団地１―504
債務者　森村ひろみ
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３７２号
和歌山県橋本市高野口町下中386番地１
債務者　硲　　亜紀
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４１０号
和歌山市木ノ本702番地の６　コーポ木ノ本２―Ｆ号
債務者　和田　真次
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４１９号
和歌山県伊都郡高野町大字東富貴525番地の２
債務者　福井　龍二
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４２０号
和歌山県紀の川市深田222番地22
債務者　竹本　浩史
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４２７号
和歌山市本町９丁目10番地　西村マンション203号
債務者　加田野重夫
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４３４号
和歌山県海南市岡田625番地５
債務者　柏木　千秋
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４３９号
和歌山市本脇534―１　ラ・サルデーヌ206号室、住民票上の住所大阪市阿倍野区松虫通２丁目３番15号
債務者　福島　　賢
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係